



夫婦ともに所得があります。配偶者(特別)控除はどうなりますか？

私の配偶者はパートで働いていますが、配偶者のパート収入がいくらまでなら、私の所得から配偶者（特別）控除が受けられますか？
また、配偶者自身の税金はどのようになるのでしょうか？



下の表のとおりとなります。

○パート収入と、本人の控除・配偶者自身の税金の関係（パート以外の収入がない場合）

配偶者のパート収入	本人の		配偶者自身の	
	配偶者（特別）控除		所得税	市県民税
96万5千円以下	◎ 配偶者控除が受けられます（下表参照）	◎ かかりません	◎ かかりません	◎ かかりません
96万5千円超 103万円以下				◎ 配偶者特別控除が受けられます（下表参照）
103万円超 201万5,999円以下				
201万5,999円超	× 受けられません			

○配偶者控除・配偶者特別控除（市県民税分）※令和3年度課税以降

	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得 のみの場合の配偶者の 給与等の収入額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
配偶者控除	48万円以下				103万円以下
	控除対象配偶者 老人控除対象配偶者(注3)	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	103万円超155万円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	155万円超160万円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	160万円超1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超1,971,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超2,015,999円以下
	133万円超	対象外	対象外	対象外	2,015,999円超

※本人の合計所得が1,000万円超の場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用外です。
※配偶者控除と配偶者特別控除は重複適用できません。

- (注1) 配偶者自身の所得税は、収入103万円超であっても、所得より所得控除が大きければ非課税となります。
- (注2) 配偶者に扶養者がいたり、障害者控除に該当したりする場合は、収入金額により非課税になる場合があります。
- (注3) 配偶者控除の適用になる配偶者が70歳以上（昭和27年1月1日以前生まれ）のかたである場合に該当します。

